

2020年10月30日 全10頁

# 企業活性化を狙い、税優遇でDX促進を要望

## 令和3年度経済産業省税制改正要望

金融調査部 研究員 斎藤航

### [要約]

- 2020年9月30日、経済産業省は「令和3年度税制改正要望について」を公表した。要望項目は多岐にわたるが、コロナ禍で再認識された課題である企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進するため、新たな税制措置の要望と研究開発税制の拡充の要望が出されている。
- DXを促進する新たな税制措置の要望では、不確実性の高い時代においても企業が生き延びられるビジネスモデルに転換し、収益力や生産性を向上させる狙いがある。
- 研究開発税制では、主に、①コロナ禍により企業の業績が悪化する状況下で研究開発投資を促すため税額控除上限の引き上げ、②ビジネスモデルの変化に対応しクラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発投資を税額控除の対象に追加、の措置を要望している。大胆な研究開発投資を税制面で促すことで、DXを推進する企業を後押しする狙いがある。
- 一方で、要望には挙げられていないが、研究開発税制の拡充につき、コロナ禍により赤字になってしまった企業を想定すれば、繰越控除の制度も検討すべきだと考えられる。

## 1. 税制改正のスケジュール

2020年9月30日に経済産業省はウェブサイト「令和3年度経済産業省税制改正要望について」<sup>1</sup>を公表した。他省庁も同様に税制改正要望を公表している。

今後、年末にかけて与党の税制調査会を中心に、各省庁から寄せられた税制改正要望について議論される。例年通りであれば、12月中旬頃に、与党税制調査会が「令和3年度税制改正大綱」を発表し、2021年度の税制改正の大枠が定まることとなる。その後、税制改正大綱に基づき、2021年2月頃に税制改正法案が国会に提出される。衆議院・参議院で審議され、3月末までに改正法案が可決・成立し、原則4月1日から施行される流れとなる。

<sup>1</sup> 経済産業省「令和3年度経済産業省税制改正要望について」（2020年9月30日）

[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_r/index.html](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_r/index.html)

令和 3 年度経済産業省税制改正要望項目は多岐にわたるが、注目されるものとして、コロナ禍で再認識された課題である企業のデジタルトランスフォーメーションを促進するため、新たな税制措置の要望と研究開発税制の拡充の要望が出されている。本レポートではこれら要望の内容およびその背景をかみ砕いて解説する。

## 2. デジタル化の遅れを踏まえ、税制面で Society 5.0 の実現を目指す

今般の新型コロナウイルス（以下、新型コロナ）感染拡大は企業収益に大きな影響を及ぼし、また我が国のデジタル化の遅れを露呈させた。こうした状況を踏まえ、経済産業省は、2021 年度の税制改正にて、①コロナ禍により日本企業のデジタル化の遅れが顕在化したことを受けデジタル技術を用いた企業の収益力・生産性の向上に資する税制措置を新たに設けること、②コロナ禍の影響で企業が研究開発の投資を渋らないように研究開発税制を拡充することなどを要望している。これらはともに、Society 5.0 の実現に向け、研究開発の推進やデジタルトランスフォーメーションを促進するものである。

Society 5.0 とは、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会として我が国が目指すべき未来社会の姿のことである。Society 5.0 では、IoT によってあらゆるヒト・モノ・コトがつながり、これまでの社会が抱えていた課題を解決するほか、AI の活用で情報の取得が効率化され、ロボットや自動走行車の技術で少子高齢化や地方過疎化などの課題を克服することができる社会が実現すると期待される（図表 1）。与党の「令和 2 年度税制改正大綱」<sup>2</sup>では、「Society 5.0 の実現に向けたイノベーションの促進など中長期的に成長していく基盤を構築することが必要である」という認識が表明されていた。2021 年度税制改正もその認識に沿って取りまとめられるものと予想される。

<sup>2</sup> 自由民主党・公明党「令和 2 年度税制改正大綱」（令和元年 12 月 12 日）

[https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/140786\\_1.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/140786_1.pdf)

図表 1 Society 5.0 で実現する社会



[内閣府作成]

(出所) 内閣府「Society 5.0」

[https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/index.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)

### 3. デジタルトランスフォーメーションを促進する税制措置の新設を要望

#### 3.1 デジタルトランスフォーメーション（DX）の定義

デジタルトランスフォーメーション（以下、DX とする）とは、経済産業省<sup>3</sup>によると、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」をいう。つまり、データやデジタル技術を用いてビジネスモデルを変え、生産性や収益力を向上し、競争上の優位性を確立することをDXと捉えることができる。したがって、単に新しいシステムの導入や開発をするだけでは、DXにはならない。

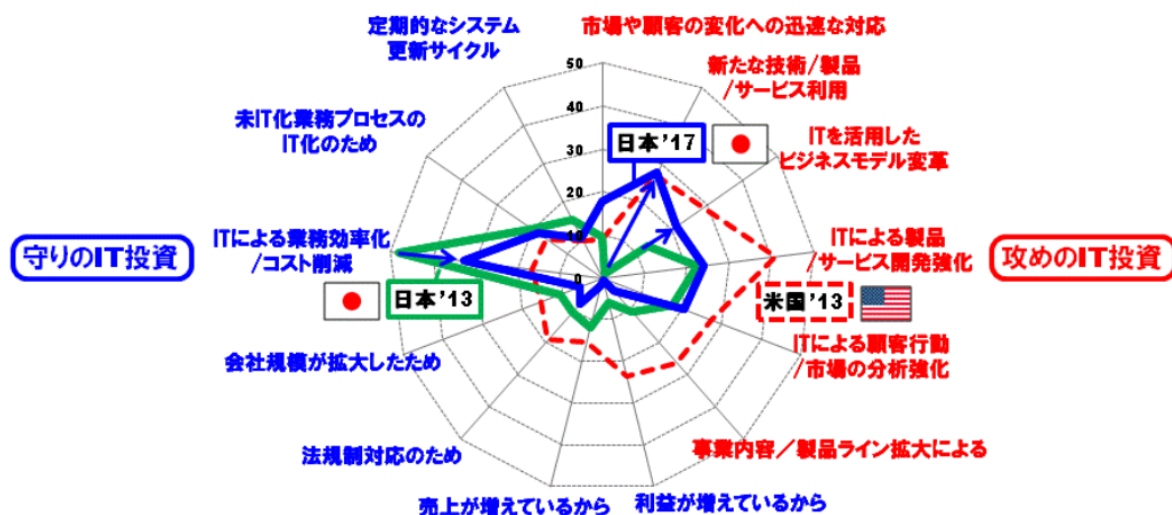
#### 3.2 企業のIT投資に関する日米比較：DXにつながる「攻めのIT投資」ヘシフトの兆しも依然米国より低い

DX推進の前提となる我が国のIT投資の現状について概観する。一般社団法人電子情報技術産業協会が2017年に行った国内企業のIT経営に関する調査結果によると、2013年の調査と比較した際、国内企業におけるIT投資の重要性はおおむね上昇傾向にある。また、図表2のように、

<sup>3</sup> 経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）Ver. 1.0」（平成30年12月）<https://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181212004/20181212004-1.pdf>

IT 予算が増える理由や用途に関して、DX につながると考えられる「IT を活用したビジネスモデル変革」といった「攻めの IT 投資」を挙げた企業の割合は、2017 年調査では 2013 年調査と比べ上昇している。一方で、米国と比べ、「攻めの IT 投資」へと IT 予算を使っている状況にはない。我が国でも DX に関する企業の意識は変わってきていると考えられるものの、改善の余地は大いにあるといえる。

図表 2 IT 予算が増える理由／用途の日米比較



(注) 従業員数が 300 人以上の国内企業（政府／自治体、医療、福祉、情報サービスを除く全業種）の経営者、および IT 部門以外（事業部、営業、マーケティング、経営企画）のマネージャー職以上にアンケートをした。回答数は 333 社。

(出所) 一般社団法人電子情報技術産業協会「JEITA、2017 年 国内企業の『IT 経営』に関する調査結果を発表」  
<https://www.jeita.or.jp/japanese/exhibit/2018/0116.pdf>

### 3.3 経済産業省の DX に対する問題意識：大きな経済損失の可能性のある「2025 年の崖」問題

経済産業省が従来持っていた DX に関する問題意識を基に我が国の DX の状況についてさらに検討する。2018 年 9 月に経済産業省に設置された「デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会」がまとめた DX レポート<sup>4</sup>によると、DX の足かせとなっているのは既存システムである。自社が運用しやすいように既存システムを長年カスタマイズし続けた結果、システム的全貌と機能の意義がわからないブラックボックス化してしまう。現場の反対などでこのブラックボックス化が解消できない場合、IT 人材の引退によりブラックボックス化したシステムの運用・保守の担い手の不在や、システムのサポート終了等によるリスクの高まり等に伴い大きな経済損失が発生する。同レポートでは、その損失が、2025 年以降、最大 12 兆円／年（現在の 3 倍）に上る可能性があるとしており、「2025 年の崖」という表現を用い、危機感を募らせている。一方で、2025 年までの間に、ブラックボックス化した既存システムについて仕分け・刷新をしつつ、DX を実施することで、実質 GDP の押し上げを実現できるとしている。こうした経済損失を抑え、経済的な利益を上げるためにも、経済産業省は DX を積極的に推進したいという問題意識

<sup>4</sup> デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会「DX レポート ～IT システム『2025 年の崖』の克服と DX の本格的な展開～」(平成 30 年 9 月 7 日)

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/digital\\_transformation/pdf/20180907\\_03.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation/pdf/20180907_03.pdf)

がある。

### 3.4 コロナ禍で DX の重要性を再認識

こうした中で、コロナ禍は DX の重要性を再認識させた。2020 年 4-6 月期の実質 GDP 成長率（2 次速報値）は前期比年率▲28.1%と現行統計史上最大の減少率となるなど、新型コロナウイルス感染拡大の日本企業への影響は極めて大きい。その一方で、経済産業省<sup>5</sup>は、「海外では、既に DX（デジタルトランスフォーメーション）を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている」としている。例えば、米國小売のウォルマートは、近年、EC 事業（ネットショップなどの事業）を拡大し Amazon 等に対抗するとともに、EC 事業と実店舗を融合させた新たな取り組み（レジなし店舗の実現や店舗の物流拠点化など）により、コロナ禍においても収益を向上させている<sup>6</sup>。

### 3.5 税制改正要望背景のまとめと税制措置の内容

我が国においても、今般の新型コロナウイルス感染拡大に表されるような不確実性の高い時代においても企業が生き延びられるビジネスモデルに転換する必要があり、そのために DX を行う意義がある。しかし、DX は企業にとって大きな挑戦であり、長期的には生産性・収益力の改善が期待されるものの、短期的にはコストがかかる。そのため、税制面での支援が必要との認識が今回の要望の背景にあると考えられる。

現時点では、具体的な税制措置の内容は明らかではないが、経済産業省<sup>7</sup>によれば、投資に対する特別償却・税額控除や、繰越欠損金の控除上限の引き上げなどが想定されている。今後議論される税優遇の内容に注目したい。

## 4. 研究開発税制の拡充を要望

### 4.1 研究開発税制の概要

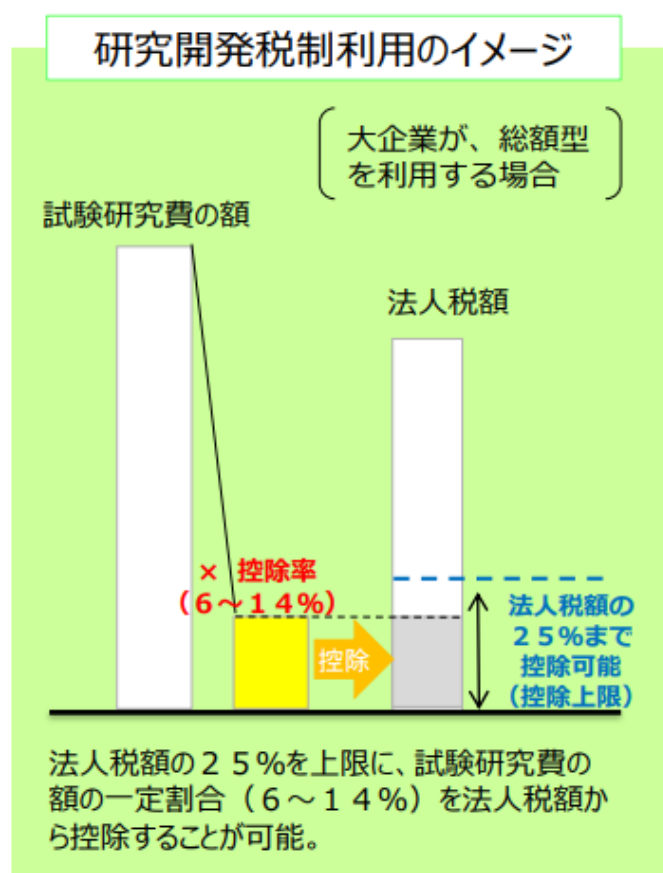
研究開発税制とは、研究開発を税制面から支援することを目的に、企業が負担した試験研究費（製品の製造や技術の改良、考案、発明などのために必要な費用）の一部を法人税額から控除する制度のことである（図表 3）。企業の研究開発リスクを国が一部負担することで、研究開発を後押しする制度であるといえる。1967 年度に創設され、以後延長や内容の変更を繰り返しており、今回の税制改正要望でも拡充の要望が出されている。

<sup>5</sup> 経済産業省「令和 3 年度経済産業省税制改正要望について（参考）令和 3 年度税制改正要望書 国税（要望）」（2020 年 9 月 30 日） [https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_r/pdf/kokuzei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_r/pdf/kokuzei.pdf)

<sup>6</sup> 経済産業省「令和 3 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」（2020 年 9 月 30 日） [https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_r/pdf/1\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_r/pdf/1_02.pdf)

<sup>7</sup> 経済産業省「令和 3 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」（2020 年 9 月 30 日） [https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_r/pdf/1\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_r/pdf/1_02.pdf)

図表 3 研究開発税制利用のイメージ（現行の総額型の場合）



(出所) 経済産業省「研究開発税制の概要」

[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/02kennkyukaihatutaxgaiyou10r.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/02kennkyukaihatutaxgaiyou10r.pdf)

研究開発税制は、総額型<sup>8</sup>、上乗せ措置、オープンイノベーション型からなる。それぞれ税額控除を受けられ、控除上限が図表4のように設けられている。

総額型とは試験研究費の総額の一定割合を法人税額から控除できる制度のことである。図表3に表されるように、「試験研究費の額×控除率」を法人税額から控除することができる。

上乗せ措置とは、平均売上金額<sup>9</sup>に占める試験研究費の割合が10%を超える場合、すなわち売上高に対する試験研究費の割合が高水準である企業に対して、控除率および控除上限を総額型に加え上乗せするものである<sup>10</sup>。

オープンイノベーション型とは、大学等と共同で行う試験研究に要する費用等がある場合に、その企業が負担した試験研究費の一定割合を法人税額から控除できる仕組みである<sup>11</sup>。

<sup>8</sup> 中小企業者等は中小企業技術基盤強化税制が適用となり、総額型よりも控除率が高くなる。本レポートでは省略する。

<sup>9</sup> その事業年度および過去3年の事業年度における売上金額の平均額のこと。

<sup>10</sup> 控除率および控除上限の上乗せ措置は2020年度末で適用期限を迎えるが、適用期限を2年延長し、2022年度末までとする要望が出されている。

<sup>11</sup> オープンイノベーション型を適用した試験研究費については、総額型を適用することはできない。

図表 4 研究開発税制の控除上限（現行）

	総額型	上乗せ措置	オープンイノベーション型
控除上限	法人税額の25%	総額型の控除上限に10%を追加 (あわせて法人税額の35%まで)	法人税額の10%

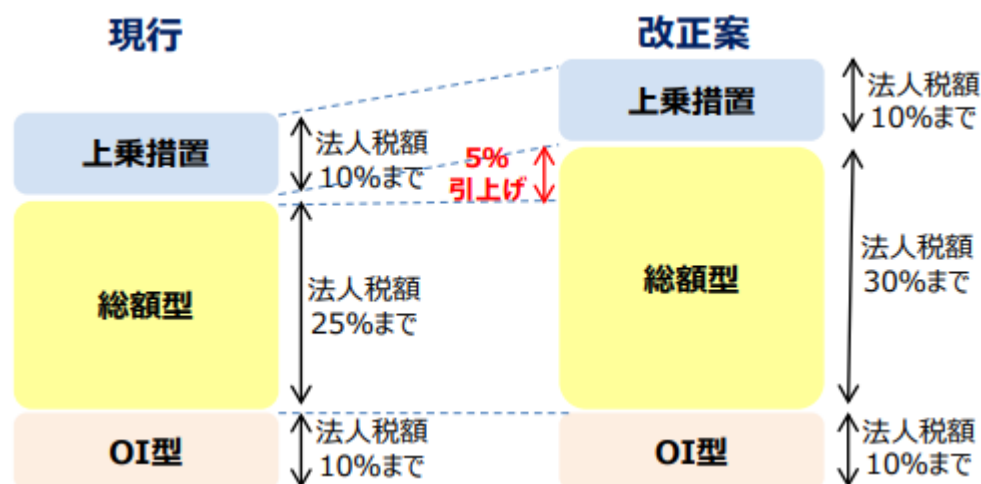
（出所）法令より大和総研作成

#### 4.2 研究開発税制の要望①：総額型の控除上限の引き上げ

以上のように、研究開発税制では法人税額の控除上限が定められている（図表 4）。しかし、今般の新型コロナウイルス感染拡大により企業業績は急激に悪化しており、事業年度の所得に法人税率を乗じて算出する法人税額も例年度と比べ大幅な減少が見込まれる。そのため、結果として研究開発税制の法人税額の控除上限（法人税額に一定率を乗じて求める）も大幅に減少することが予想される。したがって、現行制度のままでは、研究開発に係る費用に対する税制上の補助（税額控除）を十分に受けることができなくなり、企業の研究開発費を減少させることになりかねない。

こうした状況を踏まえ、経済産業省は、控除上限の引き上げを要望している（図表 5）。具体的には、総額型の控除上限が法人税額の 25%までであったところを、5%引き上げ、法人税額の 30%までとする案が出されている。例年と比べ、コロナ禍により経営環境が厳しくなっている企業においても、研究開発投資を行うインセンティブとなると考えられる。

図表 5 令和 3 年度税制改正要望における総額型の税額控除上限の改正案



（出所）経済産業省「令和 3 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」（2020 年 9 月 30 日）

[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_r/pdf/1\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_r/pdf/1_02.pdf)

もっとも、たとえば法人税率に対する控除上限が引き上げられたとしても、企業が赤字であれば、控除額はゼロになってしまう。経済産業省の要望には挙げられていないが、一時的に赤字に陥っている企業を含めて、将来を見越した研究開発を促進するためには、繰越控除の制度も検討すべきだと考えられる。すなわち、研究開発税制における税額控除額を当期の法人税額から

控除しきれなかった場合、その控除額を翌年度以後に繰り越し、翌年度以後に所得を上げられた際に税額控除を受けられるようにするのである。

過去を振り返ると、景気が落ち込んだリーマン・ショック後は、諸外国と比較して日本企業の研究開発投資は回復に長期間を要した（図表 6）。研究開発投資は短期的には収益に結び付くものでないため、景気変動に左右されやすいが、長期的に企業の収益源となり、ひいては日本経済を浮揚させることが期待される。そのため、不況期においても研究開発を継続できるよう税制で支援する必要があるだろう。

図表 6 リーマン・ショック後の企業の研究開発投資額



(出所) 内閣府 令和 2 年第 6 回経済財政諮問会議 資料 4-2 「未来への変革に向けて (サステナビリティ、イノベーション投資) (参考資料) (有識者議員提出資料)」 2020 年 4 月 27 日  
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2020/0427/agenda.html>

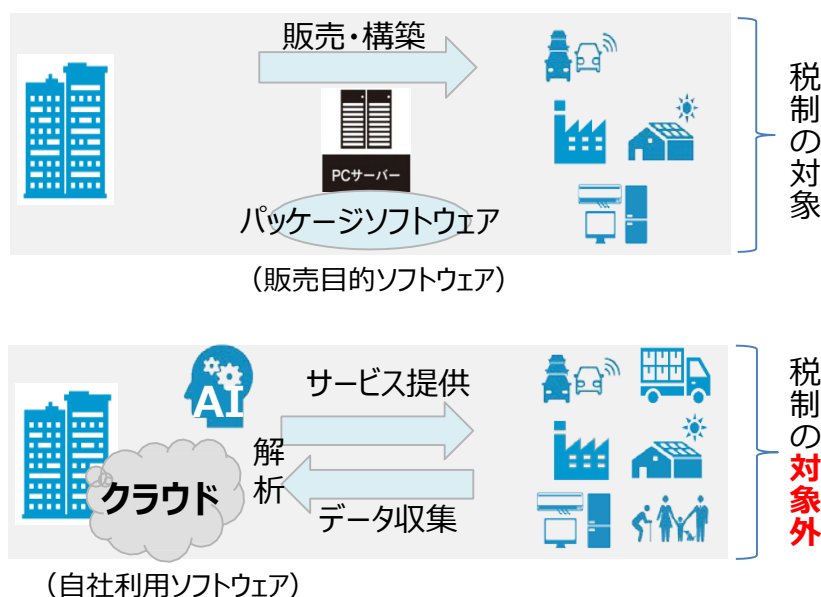
#### 4.3 研究開発税制の要望②：クラウド環境に用意したソフトウェアを対象に追加

また、現行の研究開発税制は、ビジネスモデルの変化に追い付いていないとの指摘がされていた。現行の制度では、販売・構築したパッケージソフト（市販のソフトウェア）を顧客の PC にインストールして提供する場合は「販売目的ソフトウェア」として研究開発税制の対象となるのに対し、販売目的ソフトウェアと同種や類似のものであってもクラウド環境にソフトウェア



を用意し顧客に提供する場合は「自社利用ソフトウェア」として研究開発税制の対象とならない（図表 7）。しかし、実際のビジネスでは、パッケージソフトを顧客に販売するビジネスモデルから、クラウド環境に用意したソフトウェアを提供するビジネスモデルへの転換が進んでいる。こうしたことから、経済産業省は、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費も税制の対象に追加するよう要望している。クラウドはAI を用いた解析に使われるため、リアルデータやAI を活用してビジネスモデルの転換を図り、DX の推進を図るという意図もあると思われる。

図表 7 現行の研究開発税制の対象の図示（ソフトウェア）



（出所）経済産業省「令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」（2020年9月30日）より大和総研抜粋

[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_r/pdf/1\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_r/pdf/1_02.pdf)

## 5. まとめ

2020年9月30日に発表された令和3年度経済産業省税制改正要望では、コロナ禍で再認識された課題である企業のDXを促進するため、新たな税制措置の創設と研究開発税制の拡充を求めている。企業のDXは今般の新型コロナ感染拡大に表されるような不確実性の高い時代においても、企業が生き延びられるようにビジネスモデルを転換するために必要であり、ひいては日本経済を浮揚させる効果も期待される。

前者の新設の税制は具体的な税制措置は明らかでないものの、デジタル関連の投資に対する特別償却・税額控除などが想定されている。また、後者の研究開発税制の拡充では、コロナ禍により所得が落ち込んだ企業を想定し、研究開発投資のインセンティブを継続できるよう、総額型の税額控除上限の引き上げが要望されている。また、リアルデータ・AIを活用したビジネスモデルの転換に不可欠な、クラウド環境にソフトウェアを用意し顧客に提供する「自社利用ソフトウェア」も研究開発税制の対象となるよう要望されている。こうした研究開発税制の拡充によっても、税制面で企業のDXが促進されることが期待される。

企業にとっては、こうした税制を活用し、DXを進めていくことが期待される。

一方で、要望には挙げられていないが、後者の研究開発税制の拡充につき、コロナ禍により赤字になってしまった企業を想定すれば、繰越控除の制度も検討すべきだと考えられる。

【以上】